

「都留第二中学校の生活」

都留第二中学校 生徒指導部

(1) 規範意識の醸成に向けた生徒指導「都留第二中学校の生活」について

学校教育法第 21 条では、「規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社の形成に参画し、その発展に寄与する態度」の育成が義務教育の目標の一つとして規定されています。また、生徒指導提要の改訂を踏まえた中で、目前の問題に対応するといった課題解決だけではなく、有意義で充実した学校生活を送ることを大切にしたい、自らの成長を目指しましょう。

生徒自身が規範意識の高まりと、規範的な行動力を身につけるためには、規範の意味や必要性を理解し、自己の行動を律したり、自律的に行動したりしようとする、自覚の深まりを理解し、

「規範意識は他者と共生し、よりよい生活や社会をつくっていくための基盤となるものである」と捉え、自らの意思によって規範を守ることを重要とし、将来に向けていかに行動すべきかという、生き方につながるような規範性を身につけていきましょう。

(2) 校内外での生活、身だしなみに関する生徒と教職員の「都留第二中学校の生活」

①校内外の生活について

生徒は常に都留第二中生として、本校の校訓「日新」を踏まえ「自らを豊かに発展させ、知性と教養から生まれた正しい道徳観をもって、自主的に秩序を重んじる習性を養い、集団生活の一員として、すべての行動に責任をもち、規律正しい行動、服装、態度に誇りを感じさせるよう生活するものとする。

校内外での生活、身だしなみに関する細目を、「都留第二中学校の生活」として定める。

②登下校

公共交通機関や公道において、社会の一員として、交通法規・交通マナーを守ることはもちろん、他人への配慮を失わず、迷惑になる行為は厳に慎む。

また、本校正門前の通りは、交通量の多い道路である。特に朝夕のラッシュ時には混雑が見られ、都留二中学区管内の交通事故危険区域となっている。常に自他の生命の安全を第一に考え、健康科学大入口点滅信号機～中央自動車道側道信号区間は、登下校等に関わる車の乗降はしない。そして、時間に余裕をもった登下校を心がける。

ア 登下校は原則、徒歩、自転車、スクールバス、あるいは公共交通機関を利用する。

イ 正門前の道路を横断する場合は、歩道または横断歩道を利用する。

ウ 登校時「歩行者」及び「自転車通学者」は【正門】と【西門】を利用する。

エ 登下校時や駅での待機は、他者が通行できる十分な道幅を確保するなど、マナーを守り周囲に迷惑をかけない。

オ 登校後の外出は禁止。やむを得ない場合、生徒は教職員に許可を得て、申し出を受けた教職員は学校長に許可を得ることで可能となる。

③自転車通学 ※希望者は、全員、自転車通学届を提出し自転車通学が可能

ア 「自転車通学届」は自転車通学希望者（継続・新規）の全員が必要事項を記入し、学年生徒指導担当に提出する。通学経路図については、手書きあるいは地図サイト等をプリントアウトしたものの貼付でも構わない。

イ 利用する自転車は、TS マークに必ず加入し「TS マーク付帯保険加入書」のコピーを添付する。また、TS マークステッカーを自転車に貼付すること。TS マークの有効期限は1 年間のため、2、3 年生の自転車通学者は継続手続きを行うこと。

ウ 利用する自転車は、「自転車通学届」申請後、都留二中が指定するステッカーを貼付すること。2、3 年生の自転車通学者は貼付済みのままでよい。ただし、ステッカー紛失や破損、自転車の買い替えの場合は再度、購入し貼付すること。

また、日頃から各家庭において「日常点検整備」と「定期点検」を実施すること。

エ ヘルメットを着用すること。

* 令和 5 年 4 月 1 日施行の改正道路交通法第63条11において、自転車利用者のヘルメット着用努力義務化となる。

オ 次のような自転車運転は厳に慎む。

- ・傘さし等運転（雨天時は必ずレインコートを着用する）
- ・携帯電話、スマートフォンおよびその他の情報端末を利用しながらの運転
- ・ヘッドホン、イヤホン等を使用しながらの運転（補聴器は除く）
- ・二人乗り運転
- ・2 台以上で並進して運転

カ 自転車登校した場合、自転車は指定された場所に駐輪し、施錠しておくこと。

④制服（靴下・通学靴・上履き）・体育着について

制服やジャージは、都留二中生の身分を保証し、学校内外における安全安心を保障するものであるとともに、帰属意識・規範意識の高まりに役立ち、生徒集団間に共同体意識やより良い関係をもたらすものである。生徒はそのことを自覚し、常に都留二中生としての誇りある着こなしをする。学校生活は登下校を含め、原則、制服で教育活動をおこなうものとする。

<制服>

ア 制服は男女とも都留二中制服制定委員会指定のものとする。

イ 制服の名札は左胸に縫いつける、または、マジックテープでつける。(安全上ピン使用不可)

ウ 冬服は交通腕章を左腕に縫いつける。(安全上ピン使用不可)

エ 男子は指定のワイシャツを着用し、女子は指定のリボンを着用すること。

オ 男子はワイシャツ、女子は制服（上）の下には、衛生面や健康面を考え白の下着を着用すること。（白無地ワンポイントまで可）

カ 男子夏の制服は、半袖あるいは長袖どちらでも可とする。ただし、シャツの裾は、ズボンの中に入れる。女子は長袖のみ使用となる。

キ ソックスは白・グレー・紺・黒とし（R3～）、長さは安全上、くるぶしが隠れる長さとする。女子はストッキング（黒・肌色）の着用可。その際、ソックスは着用しなくてよい。

<通学靴・上履き>

ア 通学靴は旧学校指定または、白を基本として運動靴可。ただし、通学や運動等に適しているものに限る。（R1～）雨天（荒天）時は、長靴の着用は個人の判断で行う。

イ 上履きは学校指定のものとする。履き間違いがあるため、上履きの甲に名前を記入すること。

<体育着>

ア 体育着は学校指定のものとする。ただし、ハーフパンツは指定はなく、紺色の膝が見える長さで作業や運動に適したものを購入し着用すること。

イ 体育着の下には衛生面、健康面を考え白の下着を着用すること。(白無地ワンポイントまで可)

ウ 夏の体育着のシャツの裾は、活動時の安全や動いた際に下着が見えてしまう等、マナーの点からもズボンの中に入れる。

エ 夏の体育着が洗い替えがない等の理由がある場合、白の無地ワンポイント（左胸）のTシャツを着用してもよい。

オ 体育着で運動をする場合、安全面(靴の中で足が滑る)と衛生面からストッキングのみの着用ではなく靴下を履くこと。

<季節（衣替え）や状況に応じた服装選択>

季節や状況に合わせ、優先すべき安全面や衛生面、健康管理面および各教育活動の目的のため、制服の着用よりも機能的かつ合理的と学校が判断したときに、制服以外の服装を生徒が自ら選択できる。時期については、「季節」・「状況」に応じてその都度学校が判断する。たとえば、以下のような時期が考えられる。

【季節】

ア 猛暑日や酷暑日、小寒日や寒中の季節に対する衣替え

・冬服から夏服への移行「令和5年6月1日（木）～9月29日（金）」

令和5年5月15日（月）～6月9日（金）までを移行期間とし6月12日（月）夏服完全実施

・夏服から冬服への移行「10月1日（日）～令和6年5月31日（金）」

冬服完全実施日から小寒日や寒中時は、制服の上に防寒着の着用が可能となる。あくまでも制服の内側での調節（健康面について考えるかや工夫）が大前提であり、「防寒」を目的としているため、ワイシャツ、Tシャツの上から防寒着を着用することは不可となる。

【状況】

ア 部活動の朝練習時は体育着または練習着の登校が可能となる。ただし、朝の会は制服で活動を行う。

イ 放課後、部活動が実施される場合のみ、体育着または練習着の下校が可能となる。

ウ 下校時に大雨等の場合、指示によりジャージ下校が可能。勝手な判断をしない。

エ 猛暑日や酷暑日の期間は、制服登校後、自らの体調に応じて判断し、夏の体育着の着用が可能となる。（期間は未定であり、その都度指示を行う）

オ 冬服期間内で小寒日や寒中の登下校時は、個人の判断により、マフラー・ネックウォーマー・手袋の着用が可能となる。ただし、室内での着用は不可となる。

カ 冬服期間内で学習に差し障りがあるほど寒さを感じる場合、個人の判断により、膝掛けの使用が可能となる。ただし、教室内のみの使用とし、膝に掛ける以外の用途（肩に掛けるなど）の使用は不可となる。

⑤身だしなみについて

服装や頭髪等の身だしなみは、「個人の人柄や心情、生活態度をあらわすものであり、また、学校生活の雰囲気を作りあげる重要な要素」である。都留第二中学校は「規範意識に基づく社会性を育む」場でもある。その場に適切であるかどうか、一般的規範も含めて、生徒自身が考え判断する「生徒自身が示す自主規制」を行う力をつけたい。また、学習に集中できることを大切にする。教職員から、服装や頭髪について、生徒に規範意識や価値観の観点から話（指導や対応）をすることがあるが、どのような服装や髪型が中学校生活を大切にできるのか、都留第二中生としての誇りをもてるのか、自律的に判断する姿勢が望ましい。

<容姿（頭髪・顔・装飾品等）について>

容姿を整えることは、プライベートと学校の切り替えをし、学習にじゃまにならず集中できる身なりにするためである。

ア 頭髪は不必要な加工はしない。染髪・パーマ・編み込みのような、明らかに手を加えていると判断できる髪型を加工と捉える。

イ 2ブロ・刈込み等のヘアスタイルに関わるものは、加工の基準（cm等）が曖昧であるため、学校生活の雰囲気を創りあげる観点から、教職員が声をかける。ただし、モヒカン等、明らかに加工が確認できる場合は、加工と捉える。

ウ 化粧及び中学校生活に不必要な装飾品等（ネックレス・ピアス・髪飾り・マニキュア・ミサンガ等）は、中学校生活に不必要なものとして捉えるためつけない。装飾品はその場で外し、担任・学年教職員に預ける。預かった装飾品等は保護者に返却する。

エ 眉毛を極端に細く加工した場合、容姿や変化について話し合い考えていく。

オ 女子は髪が肩に触る長さになったとき、学習のじゃまになると判断し、伸ばす場合は髪をゴムで結う。その場合、簡易的に結ばず、ゴムで髪が落ちてこないよう結ぶ。

また、ゴムの色は黒、紺、焦茶、透明とする。学習に支障がある場合は、髪をピンで留めることも可能である。その際のピンは、細く一般的な黒色のものとする。

⑥持ち物（所持品）について

ア 身分証を常に携行し、本校生徒であることを明らかにすること。

イ 持ち物（所持品）には記名すること。

ウ 学校生活に必要な物はない物は、持ってこない。必要のない物とは、アメガム・菓子類・携帯電話・スマートフォン・タブレット・マンガ類・装飾品等である。

エ 携帯電話について家庭から正当な理由により申し出がある場合は、生徒指導部会で協議の上、学校長の許可を得る。この場合、全教職員に周知する。許可された生徒は登校後、朝の時点で担任または学年職員に預ける。また、返却は学校生活の全てが終了する下校時とする。以上のことが遵守できない場合は、許可は認めないものとする。

オ 金品の授受はしない。やむを得ず持参しなければならない場合は、朝必ず担任に預けること。

カ 生徒が自己の時間管理を行う目的である場合、時計を持参してもよい。ただし、管理は自己責任において行うものとする。破損、紛失等については自己の責任において万全を期すこと。

キ 学習時に活用目的である場合、電子辞書を持参してよい。ただし、テスト（小テストを含め）時は使用は不可とする。また、使用は授業担当教職員に従うこと。

(3) 都留二中の生活について

①登下校

ア 生徒登下校は原則、制服とする。

イ 生徒登校は、8時20分からの活動にゆとりをもってできるように登校すること。

* 8時15分までに着席することを推奨する。

ウ 8時20分に着席していない場合は「遅刻」となる。

* 8時10分から教職員の打合せとなるため、生徒の職員室の出入りはできない。

エ 欠席、遅刻、早退等の連絡は、朝8時10分までに保護者が連絡すること。連絡が保護者でない場合は、学校から保護者に連絡を行う。* 命の確認となるため重要である。

オ 担任、学年職員は欠席、遅刻等の生徒名を教室の黒板に明記する。誰が教室に入っても生徒の動静がわかるようにする。

カ 体調不良等で早退する場合、担任および学年職員が保護者に連絡する。

キ 登下校時の買い物（買い食い）は禁止とする。

ク 8時20分過ぎに生徒玄関を施錠する。（下駄箱確認職員）

8時20分を過ぎて登校の場合、正面玄関のインターホンを押し、必要な手続きを行うこと。また、登校時は職員室に報告してから教室に入ること。

②朝読書

ア 開始時間8時20分を守り、生徒はお互いの読書の時間を脅かさず、落ち着いた雰囲気の中で一日をスタートさせるよう努める。

イ 教職員は生徒と一緒に読書を行う。ただし、私語や本の準備がない等については、生徒に声をかけ、朝のスタートの意識を高める。

ウ 朝読書は他の時間に流用しないこととする。

③授業

ア 授業は原則、制服で行う。

* 午前中にジャージの授業や作業が合った場合でも、終了後に制服に着替え、授業を行う努力を推奨する。

1 校時がジャージでの授業・作業・活動の場合は、個人の判断で制服登校後ジャージに着替えてもよい。

イ 都留二中はノーチャイムである。生徒は自ら時間を確認して生活する。

ウ 授業の始まる2分前に着席し、授業準備を行い時間を守って授業を開始する。

④休み時間

ア 休み時間は次の授業準備（移動を含め）やトイレ等の時間とし、学習に集中する環境を生徒自らつくる。

イ 昼休みにジャージに着替え、清掃に備えること。

⑤清掃

ア 清掃は必ずジャージで行う。

イ 清掃場所には雑巾を必ず持参すること。

ウ 清掃点検表を利用し、清掃のふり返りを行い次の活動に活かす。

(4) 施設利用について

①教室（窓）・机・椅子等

ア 教室は公共施設であり、机や椅子は公共物である。身の回りにはみんなで使うものがあることや、それらを支えている人々がいることを理解し大切に使用する。

イ 公共物の破損があった場合は、直ぐに申し出を行いみんなが安心安全に過ごせる行動をする。また、破損届けを提出し今後の生活につなげること。

②フロア・廊下の使用について

ア お互いの生活を大切にするため、他学年のフロアには原則として行かない。用がある場合は当該学年の教職員に断り、許可を得て訪問する等、社会でのマナーの一環とする。

イ 体育館や2号館に移動する場合は東側階段を、PC室など西側の特別教室に移動する場合は西側階段を使用すること。この場合、階段までは自分の学年廊下を使用すること。

③トイレについて

ア 生徒は原則として自分の学年フロアにあるトイレを使用すること。

イ 1Fトイレは職員・来賓トイレであるため、緊急時や保健室利用の生徒以外は使用しない。

ウ 職員トイレ脇の「みんなのトイレ」は肢体等、特別な理由のある生徒のトイレであるため、対象生徒以外は使用しない。

④職員室について

ア 職員室は大人の働く場所である。入口でノックし、所属や氏名を述べた上で用件を伝えること。また、上着やカバンなどは身に付けず外に置いて来室する等の社会でのマナーを学ぶ。

イ 職員室は重要書類等もあるため、生徒の出入りは原則禁止とする。ただし、鍵やストロボコードの借用、返却時はそのスペースのみ入室が可能となる。

⑤更衣室について（設置予定）

更衣室は制服からジャージ、ジャージから制服に着替える公共の場所である。みんなが気持ちよく使うためには一定のマナーが必要であり、互いにマナーを守り、更衣室として機能する使い方をすること。

ア 着替え以外の用途での使用は不可とする。

イ 自分の荷物（私物）を置かない。＊着替えた服やカバンはその都度、教室の自分のロッカー等に置くこと。

ウ 「限られたスペースで大勢の人が着替えるのだから、素早く要領よくが肝心」ということを、使用する全員が念頭に更衣室を使用すること。

⑥東渡り・防火扉について

ア 東渡りの通用口は玄関ではない。登校時等、外から本館に入る用途での使用は不可。

イ 防火扉は命を守る目的で使われる。防火扉は開けない、防火扉付近での過ごし方について考え行動すること。防火扉が作動する場合、職員室には危険をブザーで知らせる警告音が鳴るため、教職員がその場に駆けつけ、安全確認や指示を行う。

⑦給食エレベーター・校内内線電話・公衆電話について

ア 給食エレベーターは危険が伴い安全が確保されないため、生徒のみの使用は禁止。

イ 校内内線電話は、原則的には教職員が対応する。ただし、教職員が不在の場合は、近くにいる生徒が校内電話の対応を行う。その際には、学級・氏名を告げる。生徒が連絡等で自ら使用することは不可とする。

⑧落とし物について

ア 落とし物があった場合、まずは学級学年で声を掛け持ち主に届くよう努める。

イ アの行動の後、持ち主が出てこなかった場合、教職員に届けること。その際には日時、場所を伝えること。

ウ 落とし物（金品以外の物）は本館1階相談室前戸棚に保管する。持ち主は教職員に声をかけ自分の手にすること。勝手に持って行くことは決してしないこと。必要な手続きを必ずとることを学ぶ。

⑨保健室について

保健室は本当に診てほしい生徒（友達）にとっての場所であることを理解して使用する。

ア 保健室は体調不良の生徒以外は使用しない。付き添い等の生徒は活動に戻る。

イ 保健室を利用する場合は、担任、教科担当教職員、学年職員等に伝えてから入室する。所在の確認は命の確認となる。そのため、養護教諭は生徒の伝達確認と職員室に連絡を行う。

ウ 保健室では養護教諭や他の教職員の指示に従い、回復し活動に戻れるよう行動すること。

エ 保健室で回復を目的として休養ができるのは、原則として1時間のみとする。その時間を越えて体調不良が続く（訴える）場合は、しっかり休養するための回復措置として早退する。* 早退等の措置は養護教諭が判断し、担任または学年教職員に報告する。その際には、担任または学年職員が保護者に連絡を行う。

オ 生徒は保健室の製氷機や冷蔵庫、洗濯機等は教職員の許可なく使用しない。また、製氷機の氷は食用には適していないので、食用として使用はしないこと。

カ 養護教諭不在時は、保健室は使用しない。体調不良等は職員室で対応を行う。その場合、生徒は保健室同様に教職員に伝えてから入室すること。

(5) 諸届・願について

ア 欠席・遅刻・早退は8時10分までに保護者により学校へ届け出ること。

* 8時10分からの教職員打合せ会議の中で、情報共有を行うため8時10分までに行う。

イ 自転車通学者は届け出制となり、規定の細目は別に定める。

ウ 在学証明書等の依頼は学校事務職員に申し出を行うこと。

エ 制服、ジャージ名札の購入は、生徒指導主事に申し出を行うこと。購入の際は、現金を添えて行うものとする。

オ 公共物破損の場合、破損届けを提出する。

(6) その他について

①校外生活

ア 深夜徘徊(P M 11時00~A M 5時00)は保護者の判断と責任の下で指導を行うものとする。

イ 生徒は、塾などの活動も考えられるが、自分の身を守るための判断と行動をとり

速やかに帰宅すること。

②アルバイトについて

ア アルバイトはイの法的根拠から禁止する。ただし、新聞配達・牛乳配達は保護者の同意を得て、学校長に届け出る。

イ 労働基準法第56条：満15歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。「農林業、許可を受けた事業者(新聞配達や牛乳配達)は12歳以上の児童をその就学時間外に使用することができる。」

労働基準法第57条：児童を使用するものは、就学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者の同意書を事業場に備えつけなければならない。

③遊技場・飲食店への出入り

ア 遊技場・飲食店などに単独または生徒同士で行くことは、保護者の判断と責任の下で指導を行うものとする。

イ 生徒は、危険があることを理解し、自分の身を守る判断と行動をとること。

④外泊

ア 友人宅等への外泊は、保護者の責任と判断の下で指導を行うものとする。

イ 生徒は、友人宅への出入りについて、礼儀やマナーをわきまえて気持ちの良い訪問にすること。

⑤生徒の動静について、教職員の誰が教室に入ってもわかるよう、黒板に欠席、遅刻、早退生徒を記録すること。(命の確認)

⑥<自転車ノーヘルメット・二人乗り>

「生命を尊ぶ」事故による被害を、最小限におさえるための習慣化と、法を守ることが、自分や他人を守ることになることを重視した対応や指導、支援を実行する。

(自転車の道路交通法・少年法等)